第五条の見出し中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「より研究所」を「より機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「研究所」を「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「「研究所法附則第11条第3項」を「機構法附則第10条第3項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法附則第11条第3項」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「より研究所」を「より機構」に、「同規則」を「同令」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第八条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「より研究所」を「より機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改め、同条を第七条とする。

第九条の見出し中「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同条中「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条を第八条とする。

第十条の見出し中「承継業務」を「法附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項に規定する業務」に改め、同条中「研究所」を「機構」に、「附則第十三条第五項」を「附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項」に、「承継業務」を「業務」に、「同規則」を「同令」に改め、「、第百八十二条第二項」を削り、同条を第九条とする。

（森林保険法施行規則の一部改正）

第七条　森林保険法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に改め、同項第五号及び同条第二項中「研究所」を「機構」に改める。

第四条から第六条までの規定中「研究所」を「機構」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第八条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三号及び第四号中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改める。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第九条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条第九号及び第十号、第二百二条第二号並びに第三百九十五条第二項第三号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第七十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、民進党から訂正の届出があったので、平成二十八年総務省告示第百十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十八年総務省告示第三百五十一号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十八年総務省告示第四百三十九号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年三月九日

総務大臣　山本　早苗

平成二十八年総務省告示第百十九号の十の項㈨中「四八八」を「四八六」に改める。

平成二十八年総務省告示第三百五十一号の民進党の項（平成二十八年六月十七日に届出のあった部分に限る。）中

「民進党	支部の数	五三九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三九
		」を
「民進党	支部の数	五三七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四八六
		四八六
		」に改める。

平成二十八年総務省告示第四百三十九号の民進党の項中

「民進党	支部の数	五四四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三九
		」を
「民進党	支部の数	五四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三七
		」に、
「民進党	支部の数	五四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五四四
		」を
「民進党	支部の数	五三八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五四一
		」に改める。